

地方独立行政法人府中市病院機構業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人府中市病院機構の業務運営等に関する規則（平成24年府中市規則第1号）の規定に基づき、地方独立行政法人府中市病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の効果的かつ効率的な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により府中市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院の設置及び運営）

第3条 法人は、良質で安全な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び府中市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人府中市病院機構定款（以下「定款」という。）第3条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第19条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

（業務の委託）

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合は、その業務の一部を委託することができる。

2 法人は、前項の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第6条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、又はせり売りの方法のうち、確実かつ効率的な方法によるものとする。

2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。

(その他)

第7条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、平成24年4月1日から施行する。